

## 会津若松市議会議長交際費支出基準

(平成20年4月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、会津若松市議会議長が外部との交際のために支出する議長交際費について、その区分、支出金額等の一層の透明化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 会津若松市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 会津若松市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 事故、災害等にあったもの
- (4) 議長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 議長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 激励金 全国大会に出場するなど、本市の公益性を高めると認められる団体又は個人を激励するための経費
- (5) 懇談費 市政運営に資する意見交換、情報収集の懇談、友好都市等の懇談等に係る経費
- (6) 贈答費 来客又は訪問先等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (7) その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 議長交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、平成20年度分の議長交際費から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容、対象者等	金 額 等	摘 要	
会費	懇親会等への参加に要する経費	5千円以内	会費が記載されている場合はその額	
	祝賀会、式典、総会等への出席に要する経費	1万円以内	飲食が伴う場合のみ、会費相当分として対応	
弔費	香典 地元選出国會議員、地元選出県議會議員、市議會議員及びこれらの配偶者並びに一親等までの親族並びに元市議會議員 市特別職及びその配偶者並びに一親等までの親族並びに元市特別職 上記のほか議長が特に必要と認めた場合	1万円		
		1万円		
		その都度定める額		
	供物、供花	香典対象者のうち、特に必要と認められるもの	地域慣習による実勢額の範囲内	
	慰霊祭・墓前祭・供養祭・追悼式等	慰霊祭等へのお供えに要する経費	1万円以内	市戦没者追悼式等は生花1万円相当とする。
見舞金	事故、災害等で議長が特に必要と認めた場合	社会通念上妥当と認められる額		
激励金	全国に出場するなど、本市の公益性を高めると認められる団体又は個人の激励に要する経費	社会通念上妥当と認められる額	市が補助金等の負担を行っている場合を除く。	
懇談費	市政運営に資する意見交換、情報収集の懇談、友好都市等の懇談に係る経費	社会通念上妥当と認められる額又は実費相当額		
贈答費	各市訪問における土産、姉妹都市等への訪問の際の記念品、市政協力者に対する謝意等に要する記念品等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額又は実費相当額		
その他	議長等の交際のために交際費により対応することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額又は実費相当額		

※1 日程の都合上欠席のときは、必要に応じて祝電とする。

※2 前例があるものについては、できる限り前例に従う。